

審議項目 2 関係資料

(ポストコロナの経済社会における公共私連携)

1. 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

2. 地域コミュニティ活動の持続可能性の向上

地域における共助の仕組みを支える多様な主体間の連携

【論点】

- 市町村が、地域の多様な主体が参画するプラットフォームなど、多様な主体の連携・協働の取組に対して、地域の実情に応じた支援を行っていくためには、具体的にどのような方策が必要か。

【これまでの第33次地方制度調査会での主なご意見（抜粋）】

- 人口減少を改めて考える必要があるのではないか。第一に、過疎化が進み、コミュニティが弱体化しているところに対しては、市町村の人的支援が不可欠ということは強調しておくべきではないか。第二に、人口減により今後弱っていくところに対して、どう対応していくか、地縁組織以外の地域団体の拡張を考える必要があるのではないか。
- 「支援」はいいと思うが、問題はその「質」ではないか。現在は、量を増やす方向に力を入れているために、支援の質、端的には開放性とか透明性を疎かにしてしまっていないか、少なくとも条件にはしていないのかとの印象を受けている。
- NPOと自治会等の連携は、以前から指摘されている課題であるが、なかなか具体的な解決策が出ていない。両者の指向性の違いも踏まえながら、関係を解きほぐせるように考えていく必要があるのではないか。
- 各地域で精力的に活動されている方がいるが、地域コーディネーター同士の連携や次なる成長の機会が十分ではないと感じており、スキルの認定だけでなく、さらにこれを高めていく環境整備ができないか。
- 第32次地制調では、地縁団体（自治会等）以外の団体、あるいは地縁団体とそれ以外の団体との関係について、重点をおいて議論されていたので、その点はさらに補足する必要があるのではないか。

地域における共助の仕組みを支える多様な主体間の連携

【考え方】

- 人口減少社会において、特に過疎化が進み、コミュニティの弱体化が見られるような中山間地域等も含め、地域社会の持続可能性を確保するためには、多様な主体の連携・協働によって地域の生活機能を支えることが一層重要になる。
- 市町村は、コロナ禍やデジタル化の進展を経て、公共私連携が一層その重要性を増していることも踏まえ、自治会・町内会等に限らず、地域の多様な主体が参画するプラットフォームなど、多様な主体が連携・協働して行う地域課題の解決に向けた様々な活動に対して、透明性等の一定の要件を定めた上で、支援を行う必要があるのではないか。
- 市町村独自の取組として、地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体に対して、条例に基づき市町村に対する意見具申等の役割を与えることについて、どう評価するか。

第32次地方制度調査会答申(令和2年6月26日総理手交) (抜粋)

第3 公共私連携

2 公共私連携・協働の基盤構築

(1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが重要である。そこでは、それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべきである。

また、このようなプラットフォームを、「地域の未来予測」を踏まえ、公共私それぞれの視点で把握している地域の資源・課題やデータを見出し、共有した上で、目指す未来像の実現に向けた議論の場としていくことも考えられる。地方行政のデジタル化は、住民、企業等による地域の課題解決への参画を容易にし、さらには、公共私連携による新たなサービスの共創にもつながる。

地域の共助を支える団体の取組（山形県川西町吉島地区：特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク）

- 地区公民館の民営化を契機として発足したNPOが、住民ワークショップを通じて地域の意見を集約し、地元商工会やJA、PTA、交通安全協会、更生保護女性会、消防団等と連携しながら地域課題の解決に向けた様々な活動を行う事例がある。
- 高齢者のサロンや児童クラブ運営を通じた生活支援事業や、地元農作物の直販、環境整備等、多岐にわたる活動によって、住みよい地域づくりに寄与している。

吉島地区（旧吉島村）の概況

- 人口2,230人、721世帯、21自治会(R4.3現在)、高齢化率40.2%
- 山形県南部(置賜地域)に位置。昭和の大合併により、周辺の一町三村とともに川西町に。

吉島地区商工会
吉島地区農業振興対策協議会
JA 青年部吉島支部
JA 女性部吉島支部
吉島小学校・PTA
川西第二中・PTA
交通安全協会吉島支部
交通安全母の会
吉島地区食生活改善推進協議会
吉島地区老人クラブ連合会
更生保護女性会吉島支部
消防団第7分団

連携
強化

協議 + 実行機能

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク



それぞれが事務局機能をもつ自立した団体であるため、機構改革には組み込まない。再編後、運営組織の各支部会の活動に各種団体が連携して参加することが増えるため、各支部会との関係が深まり連携が強化される

取組内容

よじまふれあいサロン

- 地区の交流センター内に常設。
- 老人クラブやボランティア会、趣味の団体等が集まる場として定着。
- 高齢者が抱える生活課題や安全・安心な地域づくりについての意見交換なども行われている。



きらり産直市場

- 地域住民の所得向上と交流人口の拡大を図るため、交流センターの駐車場のプレハブにて開設。
- 地域の食の魅力を発信している。



児童クラブ事業

- 地域の共働き世帯の支援として、約70名の児童を預かり、健全育成を図っている。
- 食育にも力を入れ、地域で採れる食材を取り入れた昼食等を提供。
- 地域の方がボランティアとして参画し、多世代交流に繋がっている。



※きらりよしじまネットワーク公式HPより引用

地域の共助を支える団体の取組（千葉市・大阪府八尾市）

- 千葉市では、小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成され、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるための「地域運営委員会」の設立・活動支援を行っている。
- 美浜区幸町1丁目及び新港の一部が対象となる「第36地区地域運営委員会」では、構成団体である「第36地区町内自治会連絡協議会」や「幸町1丁目コミュニティ委員会」などが連携し、「安心・安全の町」、「活力と魅力のある町」をめざし、町の美化、高齢者支援、防犯・防災等に取り組んでいる。

第36地区の概況

- 人口8,409人、高齢化率28% (R3.3)
- 国道14号・357号沿いに東西に伸びる千葉中央港地区の土地造成・港湾地区計画により埋め立て・造成された地域
- 地区内は、高層低層の集合住宅が大部分を占め、一部戸建て住宅があるほか、国道沿いには大型事業所も立地
- 地区内の千葉幸町ガーデンタウン管理組合法人は、全国でも珍しいマンション独自のケーブルテレビ局を有している

取組内容

首都直下型地震への備え

- 災害時に食料を運搬するためのヘリコプターを航空会社と独自に契約。
- 備蓄している防災用具（小型発電機等）を普段から各種取組で使用し、いざというときに利用できるようにしている。
- 備蓄している食料品の入れ替え時期に、炊き出し訓練を実施。

（航空会社と契約しているヘリコプター）



幸町1丁目防犯パトロール隊

- 平成17年に「幸町1丁目防犯パトロール隊」を発足。
- 平成19年には、当時は全国でもあまり例がなかったスピーカー付きの青色回転灯装備のパトロールカーを導入。
- 地区ケーブルテレビを活用した防犯広報や、県防犯設備士協会の協力を得て街の防犯診断を実施し、その結果をもとに、見通しの悪い生け垣の整備、駐車場管理会社に防犯カメラの設置を働きかけるなど防犯環境の改善に尽力。

幸町1丁目健康プラザの開設

- 市からの要請を受け、高齢者や要支援の方を対象とした「幸町1丁目健康プラザ」を開設。
- 要介護となることを防止するため、無償で適度な運動や脳トレなどを行うことができる。

【参考】コロナ禍による地域活動の事例（大阪府八尾市）

（見守り・安否確認）

- 高齢者や一人暮らし世帯の安否確認や友愛訪問を、町会加入者の65歳以上に実施。（フレイル対策）
- 感染対策を講じつつ、健康体操を定期的に実施。身体を動かす機会等を確保することでフレイル対策に効果。（DX対応）
- 地域コミュニティにおける会議をLINEやリモートで実施。参加者の確保やコロナ禍での一定の活動量を担保。

出典：八尾市「コロナ禍における地域活動事例集」を基に作成



地域の共助を支える団体の取組（長野県長野市：特定非営利活動法人NPOホットライン信州）

- 地域福祉課題に対応するための電話相談事業に取り組むNPOが、事業で培った繋がりを活かして活動の裾野を広げ、地域づくりに貢献している事例がある。
- 特に、生活困窮者支援の一環として開始したフードバンク・フードドライブのネットワークを活かしたこども食堂の運営は、地域のこどもの居場所づくりに寄与している。

取組内容

電話相談事業

- 365日24時間体制の電話相談事業を実施。
- 就労や生活困窮、DV、孤独・孤立等、地域福祉課題に広く対応。
- 電話相談の後、面談・同行の上、生活必需品支援をはじめ、居場所の支援、子ども塾、介護支援、司法手続、行政手続、就労支援など、自立や生活再建に向けた支援を幅広く実施。

フードバンク・フードドライブ

- 品質には問題がなくとも、市場で流通できない食品等の寄付を受け、生活困窮者などに配給する事業を実施。



「信州こども食堂」の運営

- 1ヶ月に1回のペースで開催。
- 参加費はこども無料、大人は100円～300円。
- 中日本フードやこども食堂応援リレー（フードドライブ）など様々なところからの食材の寄付により運営。
- 市内の福祉センターが会場として活用され、信州大学の学生や地元のシニア世代がボランティアとして活躍。地域の子どもを多世代で支える場となっている。

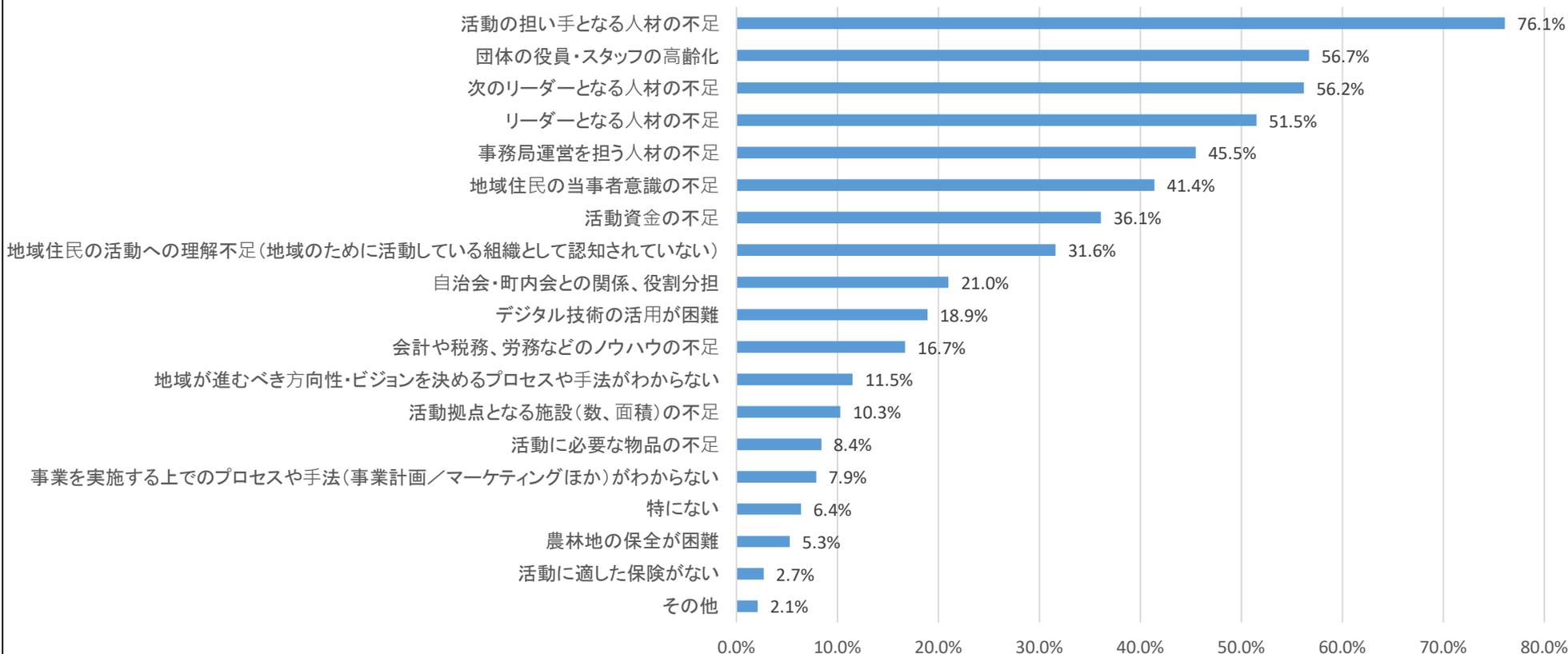


※特定非営利活動法人NPOホットライン信州ホームページ等をもとに作成

地域運営組織の持続的運営に向けた課題

- 地域運営組織においても、自治会・町内会等と同様に、人口減少や高齢化等の影響により、担い手となる人材の不足に直面。
- 総務省の令和4年度調査によれば、地域運営組織の活動上の課題については、「担い手の不足」が76.1%を占め、最も多く、その他「団体の役員・スタッフの高齢化」（56.7%）、「次のリーダーとなる人材の不足」（56.2%）、「活動資金の不足」（36.1%）等であった。

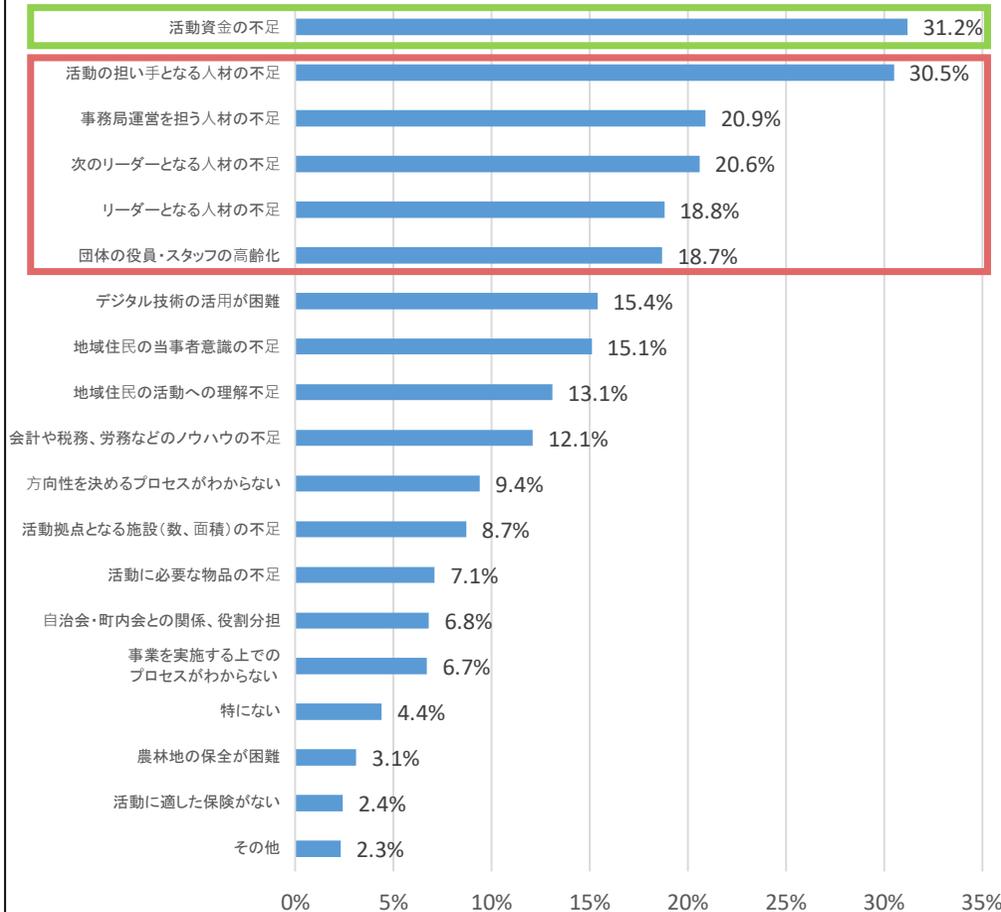
地域運営組織が継続的に活動していく上で課題(問題)と考えていること



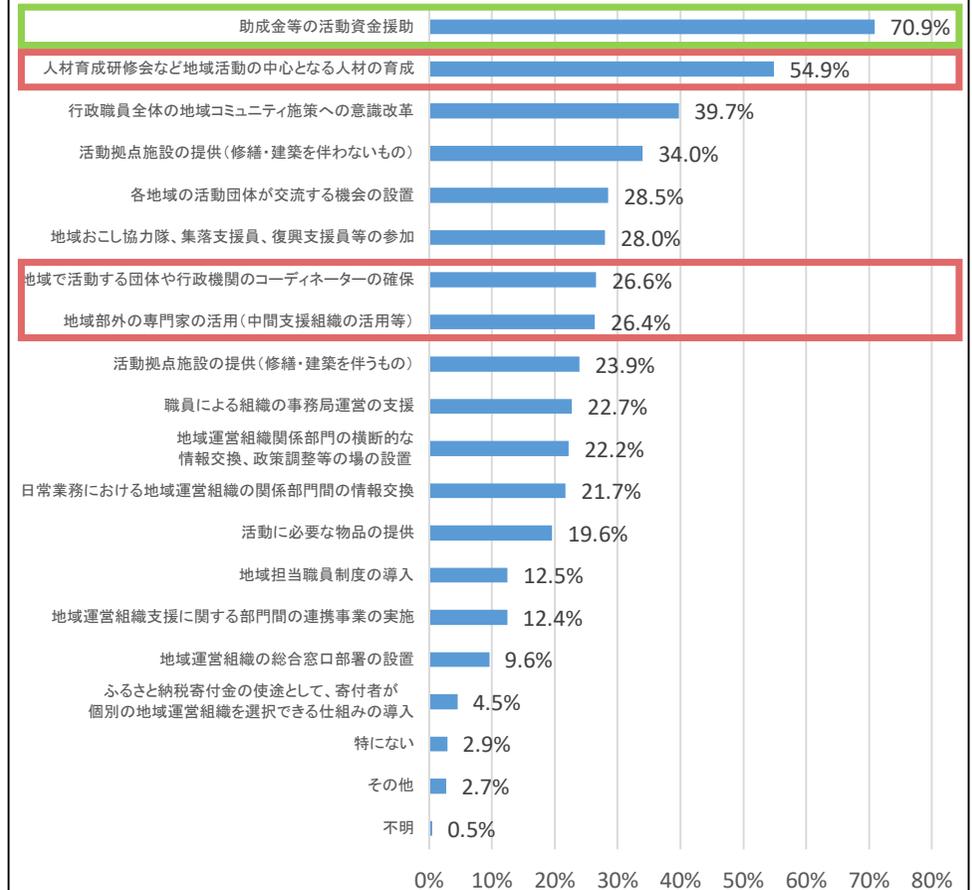
地域運営組織の課題解決に向けて期待される支援

- 地域運営組織が行政に対して支援を期待するものとしては、「活動資金の不足」が31.2%、「活動の担い手となる人材の不足」が30.5%、「事務局運営を担う人材の不足」が20.9%であった。
- 地域運営組織の継続的運営を確保していくために、行政側として実施が必要と考えている支援としては、「助成金等の活動資金支援」が70.9%、「人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成」が54.9%、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が39.7%であった。

地域運営組織が課題(問題)解決に当たって支援を期待するもの



市町村が地域運営組織の継続的運営を確保していくために実施が必要と考える支援



地域運営組織の設立・運営に関する財政支援策

- 将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る観点から、地域運営組織の持続的な運営等に必要な経費について平成28年度から地方財政措置を講じている。
- 令和4年度からは、孤独・孤立対策として、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費について、対象経費に追加している。

令和5年度における地方財政措置

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援に関する経費（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※令和4年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

地域運営組織に対する特別な位置付けについて（条例等による事例）

- 地域の実情に応じて、財政的な支援を受けられるようにするため、又は市町村の施策等の実施や市町村に対する意見具申等の役割を担うことができるようにするために、条例等により様々な要件を設定して特定の地域運営組織を指定・認定する事例がある。

神奈川県茅ヶ崎市

- ・ 地域の絆づくりを進め、より多くの方が自分の地域や地域での活動に関わりを持つことを目指す市民自治の取り組みとして、各地区に、地域全体のまちづくりに取り組む協議の場（**まちぢから協議会**）の設置を推進。
- ・ 「**地域コミュニティの認定等に関する条例**」（平成27年9月30日）において、地縁による団体その他のコミュニティ団体が構成員となり、地域において公益を増進するために活動するコミュニティについて、市長の認定を受けることができることを規定。
- ・ 市は、地区内に存在する全ての自治会の加入を認定の要件とすることで公共性を担保し、また、**各種コミュニティ団体や学校等が地域の実情に応じて加わることで、地域課題の解決に向けた取組が可能なプラットフォームを形成**することができている。
- ・ 現在、協議会は市内13地区中12地区において1団体ずつ存在。市は協議会に対し、助成金の交付(※1)や**助言、情報の提供等の支援**を行っている。

(※1)助成事業の例：子育て世代の居場所づくり事業、中学生の学習支援事業、「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業 等

大阪府豊中市

- ・ 平成24年、中核市への移行に合わせて、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むため、概ね小学校区を単位とした地域自治の仕組みづくりに着手。
- ・ 地域における自治組織について、自主的に形成され自由に活動することができるものである一方、**「地域自治推進条例」**において、市の支援等を受けるために、開かれた透明性の高い組織であること等について**市長の認定(※2)を受けることができることを規定**。
- ・ 認定を受けた自治組織は、地域コミュニティ活性化や地域の課題解決に必要な事業の実施に要する経費等について、活動交付金の交付を受けることができる。また、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域課題について市と情報を共有し、当該課題の解決に向けて**市と協議するための会議(パートナーシップ会議)を開催**ことができ、取組を行う場合において、市と**パートナーシップ協定を締結**することができる。

(※2)市が地域自治組織の形成・活動を支援したり、地域自治組織の意思を反映したりする場合には、公金の支出を伴うことから、その組織が公共的団体であることを担保する必要が生じるため、地域自治組織が市の支援等を受けるためには、一定の要件を満たし、市長の認定を受けることを条件とすることを定めている。

地域活動のコーディネーターに関する自治体による支援の事例

- 第32次地方制度調査会答申においても、団体間の連携のコーディネートに関し外部人材からの支援を受けることの有用性が指摘されている。
- 地域の課題解決に取り組む人材の育成等を図るための自治体による支援として、コーディネーターを育成し認定する制度を設けている事例や、業務委託などを通じて、地域づくり事業のコーディネーター役であるNPOなどの中間支援組織を活用する事例もある。

中間支援組織の取組例

(NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター)

【地域づくり事業のコーディネート】

官民協働で進める事業や、多様な主体・団体が参画する事業、住民参加型事業、地域間連携事業など、様々な分野・領域の地域づくり事業をコーディネート。地域内外のネットワークを活かし、時には自らが事業主体となって地域の元気づくりに貢献。

また、学校と地域を結ぶ取り組みも積極的に展開し、各種マッチングや総合学習のサポートも随時実施。

【住民活動支援】

分野・領域を問わず、地域内の住民活動全般を応援する活動です。住民活動・事業に関する相談やNPO法人の設立・運営相談、地域づくりに関する情報提供を実施。

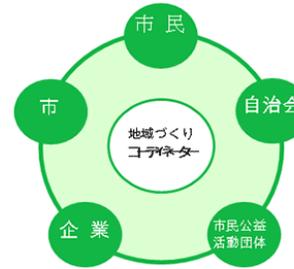
地域活動のコーディネーターの育成・認定に関する事例

(鎌ヶ谷市)

R5.5.24資料を再掲

【認定「地域づくりコーディネーター」】

「かまがや地域づくりコーディネーター養成講座」を実施し、地域づくりコーディネーターとして必要なスキルや心構えなどを備えた人材を育成するとともに、本講座の受講者を対象に、市がそのスキルを認定する制度を平成27年度に設けている。(認定実績：8名)



第32次地方制度調査会答申（令和2年6月）（抜粋）

第3 公共私連携 3 共助の担い手の活動基盤の強化

(2) 人材・資金の確保等

② 外部人材の活用

コミュニティ組織の事業展開に対応して、運営上のノウハウの取得、団体間の連携のコーディネートに関し外部人材からの支援を受けることは有用である。

例えば、都市部においては、市町村は、NPO職員、大学教員、企業社員など地域社会を支える意欲とノウハウを有する地域公共人材と、コミュニティ組織が求める人材像とのマッチングを進めることが考えられる。(略)

1. 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

2. 地域コミュニティ活動の持続可能性の向上

地域コミュニティ活動の持続可能性の向上

【論点】

- 多くの地域において地域コミュニティが抱える課題（例えばデジタル化の必要性、担い手不足等による活動の持続可能性の低下など）に対して、どう対処していくか。

【主な意見】

- 自治会等はこれまでも多種多様な活動を行ってきており、（中略）住民ニーズにかなうサービスが提供されてきたが、今後想定される大震災等への対応に機能できるような活動が自治会等には期待されるのではないかと。特に被災者の多くを占める高齢者は、デジタル弱者と言われることも多く、デジタルを活用できる者とできない者の二極化が進んでいるので、行政で実施されているスマホ教室などを通して、自治会等との連携が進められるのではないかと。

【考え方】

- 大規模災害時等の緊急時における共助・互助の存在として、地域コミュニティの果たす役割は大きく、こういった災害時・緊急時こそ、地域活動の持続性が重要である。
- 地域コミュニティの活動のデジタル化は、災害時の連絡手段の確保のみならず、平時の情報共有等にも利用できることから、地域活動の持続可能性の観点からも、積極的な活用が求められるのではないかと。
- その際、市町村において、関係者間の相互協力体制を構築している例があるように、地域活動におけるデジタル技術の利用促進に向けて、市町村の積極的な支援が必要なのではないかと。
- 自治会等についても、持続可能性の低下が指摘されているが、例えばいわゆる行政協力業務の負担感が強いいため、市町村において行政協力業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行うことが考えられるか。その際、市町村と住民の間には自治会等に限らず様々な団体・企業等があり、そういった自治会等以外の団体・企業等の存在を考慮した上での棚卸しが必要ではないかと。

地域コミュニティ活動の持続可能性の向上に向けた市区町村の取組（デジタル化）

- 地域活動のデジタル化を推進するため、市が、自治会連合会・地域交流アプリの開発事業者と三者協定を締結し、相互の協力体制を構築するとともに、利用促進に向けた積極的な支援を行っている事例がある。
- 地域交流アプリの導入など地域活動のデジタル化の推進は、大規模災害時の被害状況の情報伝達や安否確認のみならず、平時の情報共有等にも利用され、若い世代の参加に繋がっている。

地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年4月）（抜粋）

第3章 地域活動のデジタル化 3 自治会等を中心とした地域活動のデジタル化を進める際の視点

（2）地域活動のデジタル化の目的と導入するサービス

日頃使われないシステムは災害時に使われないという傾向が強いため、災害時の被害状況等の情報伝達や安否確認のためにシステムやアプリを導入する場合には、平時の情報共有や訓練等にも利用できるものにする観点が重要（略）

金沢市における自治会等の地域活動のデジタル化を推進するための取組

アプリ活用三者協定

金沢市

- ・ 市政情報の発信（危機管理部門からの災害情報を含む）
- ・ 利用促進に向けた支援（※）

事業者

- ・ 管理、運営、機能拡充、活用サポート
- ・ 利用促進に向けたサービスの提供

金沢市 町会連合会

- ・ 各校下（学区）町会連合会への情報発信
- ・ 会議・行事への出欠確認

【参考】アプリの主な機能

連絡網機能

- ・ 町会内の情報配信を行う

グループウェア機能

- ・ 地域行事の参加確認を行う

地域情報配信機能

- ・ 自治体等が情報配信を行う

災害時安否確認機能

- ・ 災害時の安否確認を行う

出典：金沢市からの提供資料をもとに作成

（※）利用促進に向けた市の支援

○地域交流アプリの利用料等を補助

【補助対象】校下(学区)町会連合会
(R5.4現在、39/62団体導入済)

【補助率】3/4

【限度額】町会加入世帯数に応じて変動
(30万円～240万円)

○説明会等への派遣サポート

- ・ アプリ導入を検討している町会連合会や町会が主催する説明会に担当者を派遣。インストール作業の際には、地元大学生を活用したICT推進員が高齢者をサポート。

自治会等の持続可能性の向上に向けた行政協力業務の見直し

- 内閣府調査によれば、市区町村が自治会のために今後取り組むべき必要がある事項として、「行政からの依頼事項の見直し」が最多の回答であった。
- いわゆる「行政協力業務」のあり方については、自治会・町内会等の負担軽減に結びつけるために、行政協力業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行う必要性があり、市区町村に取組事例も出てきている。

【自治会のために今後取り組むべき必要があること】

1位	行政からの依頼事項の見直し	18.4%
2位	(財政的支援) 特定の目的・活動に対する助成	12.2%
3位	(会長役員等研修) 組織運営等 (マネジメント研修等)	10.2%
4位	(会長役員等研修) 防災・防犯	10.2%
5位	(財政的支援) 一般的な活動費支援	9.4%
6位	(人的物的支援) 自治会担当市区町村職員による人的支援	6.5%

出典：内閣府「地域活動における男女共同参画の推進に関する実践的調査研究検討会による調査」（平成28年11月）に基づき作成

【行政協力業務の見直しに関する市区町村の取組事例】

（自治会等以外の主体との連携）

- ごみステーションの清掃や広報誌の配布をシルバー人材センターに委託。（加古川市、八王子市）
- 一定の要件を備えたマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけられるようにし、行政から回覧や業務委託を直接行うこととしている。（千葉市）

（部局横断的な見直し）

- 庁内で自治会に対する依頼事項を調査し、削減に関する検討・協議を実施している。（鳥取県鳥取市、大阪府大阪狭山市）
- 行政協力業務の見直しに向けた庁内調査を実施し、行政区長に依頼をしている様々な業務の洗い出しを行った。この調査は、行政区長へ依頼をしている担当課に対し、自治会の負担軽減について、気づきを与えることも狙っており、調査内容を精査し、今後の取組を検討。（福岡県筑後市）
- 自治会等への依頼ガイドラインを設け、例えば、回覧・掲示や委員就任の依頼基準を定めることで、自治会等の過度な負担の軽減に努めている。（川崎市）

出典：総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書」（令和4年4月）及び
総務省「令和4年度地域コミュニティに関する意見交換会等の概要」（令和5年3月）